

2022年度 北秋田市保育料階層認定基準額表（保育認定用）

○一般世帯【表1の1】

多子カウント年齢制限なし（57,700円未満）

多子カウント年齢制限あり（小学校就学前）

児童の属する世帯の階層区分				北秋田市保育料（月額）		（参考）国保育料（月額）					
階層区分		定義		3歳未満		3歳未満					
				保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間				
第1階層		生活保護法による 被保護世帯		0	0	0	0				
第2階層		第1階層を除き住民税が右の区分に該当する世帯	住民税非課税世帯		0	0	0	0			
第3階層	I		均等割のみ課税世帯		5,000	4,800	19,500	19,300			
	II		所得割課税世帯	12,000円未満		6,500			6,300		
	III			12,000円以上 24,000円未満		8,000			7,800		
	IV			24,000円以上 36,000円未満		10,000			9,800		
	V			36,000円以上 48,600円未満		12,000			11,800		
第4階層	I		所得割課税世帯	48,600円以上 60,000円未満		14,000	13,600	30,000	29,600		
	II			60,000円以上 72,000円未満		16,000	15,600				
	III			72,000円以上 77,101円未満		17,000	16,600				
	IV			77,101円以上 84,000円未満		18,000	17,600				
	V			84,000円以上 97,000円未満		20,000	19,600				
第5階層	I			所得割課税世帯	97,000円以上 112,000円未満		22,000	21,400	44,500	43,900	
	II				112,000円以上 127,000円未満		25,000	24,400			
	III				127,000円以上 147,000円未満		28,000	27,400			
	IV				147,000円以上 169,000円未満		31,000	30,400			
第6階層	I				所得割課税世帯	169,000円以上 213,000円未満		34,000	33,100	61,000	60,100
	II		213,000円以上 257,000円未満			37,000	36,100				
	III		257,000円以上 301,000円未満			40,000	39,100				
第7階層	I		所得割課税世帯			301,000円以上 348,000円未満		43,000	41,800	80,000	78,800
	II					348,000円以上 397,000円未満		45,000	43,800		
第8階層						所得割課税世帯	397,000円以上		51,000	49,400	104,000

○要保護世帯等(ひとり親家庭・心身障がい児(者)が同居している世帯)【表1の2】

児童の属する世帯の階層区分				北秋田市保育料（月額）		（参考）国保育料（月額）		
階層区分		定義		3歳未満		3歳未満		
				保育 標準時間	保育 短時間	保育 標準時間	保育 短時間	
特第2階層		住民税非課税世帯		0	0	0	0	
特第3階層	I	住民税が右の区分の世帯	均等割のみ課税世帯		2,000	1,900	9,000	9,000
	II		所得割課税世帯	12,000円未満	2,200	2,100		
	III			12,000円以上 24,000円未満	2,500	2,400		
	IV			24,000円以上 36,000円未満	2,800	2,700		
	V			36,000円以上 48,600円未満	3,100	3,000		
特第4階層	I			48,600円以上 60,000円未満	3,400	3,300	9,000	9,000
	II			60,000円以上 72,000円未満	3,700	3,600		
	III	72,000円以上 77,101円未満		4,000	3,900			

※同じ世帯から2人以上のお子さんが同時に通園している場合(保育園の他に「幼稚園、認定こども園」も含む) 第2子は半額、第3子以降は無償となります。

※一般世帯で住民税非課税世帯の場合、第2子以降の保育料は無償となります。

※要保護世帯等(表1の2)に該当する場合、第2子以降の保育料は無償となります。

※北秋田市の保育料は「(参考) 国保育料(月額)」から減額した額を基本としています。

保育料階層決定方法及び決定時期

前期(4月～8月分)

- ・保護者(両親、場合によっては祖父母等)の前年度(R3) [※]住民税課税状況で判定

後期(9月～3月分)

- ・保護者(両親、場合によっては祖父母等)の当該年度(R4) [※]住民税課税状況で判定

※均等割額、所得割課税額

